

第 11 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	メカニカルシャー リング	菊池郡菊陽町 光の森六丁目 20番1号 関東物産株式 会社熊本営業 所	工作機械として 使用するため	75,460,000円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する工作機械として、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。